

外来生物法上の取扱い(平成17年)

- 生態系等に被害を及ぼすことが懸念されることから、平成17(2005)年の外来生物法の施行に合わせて特定外来生物への指定が検討されたが、主に以下のような理由により指定が見送られた。
 - ◆ 野外に広く定着しており、在来種への競合等による影響がある可能性があるが、野外での繁殖確認事例が少ない。
 - ◆ 大量に飼育されており、指定により野外への大量遺棄が発生するおそれがある。販売方法や飼育者への普及啓発に取り組むべきである。
 - ◆ 本種の規制により、代替となるカメ類の輸入が増大する可能性がある。
- 指定は見送られたが、‘被害に係る一定の知見はあり、引き続き指定の適否について検討する外来生物’として要注意外来生物に位置付けられた。

動物愛護管理法上の取扱い(平成25年)

- 動物愛護管理法の改正(平成25年9月)により、動物取扱業者はあらかじめ購入者に対して現物確認・対面説明することが義務づけられた。

最近の動き(平成27年)

- 「外来種被害防止行動計画(平成27年3月)」において明記。
 - ◆ 大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシippアカミミガメについて、大量に捨てられること等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階的な法規制の導入を行うこと等を検討します。
- 「生態系被害防止外来種リスト(平成27年3月)」において、「緊急対策外来種」に位置付け。これに伴い、要注意外来生物は発展的に解消。
 - ◆ 緊急対策外来種は、対策(防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など)の緊急性が高く、特に、各主体(国、地方公共団体、国民など)がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある外来種。